

度会町公共建築物等木材利用方針

第1 趣旨

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、三重県が定めた「みえ公共建築物等木材利用方針」に即して、町内に整備される公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材の利用の目標を定めるとともに、その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (2)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (3)「地域材」とは、『「三重の木」利用推進協議会』により合法的に三重県内の森林から産出された木材で一定の規格基準に適合することを認証された「三重の木」認証材をいう。
- (4)「町産材」とは、地域材のうち、度会町内における森林から産出された木材をいう。

第3 公共建築物における木材の利用の促進の意義

木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど人にやさしく心安らぐ素材であることから、その利用を促進することは、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や地域経済の活性化に資するものである。

このため、公共建築物において率先して木材を利用することにより、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設づくりを進めるものである。

そして、林業・木材産業の活性化と森林の適正な整備、木材自給率の向上を目指すものである。

1 木材利用の効果

公共建築物は、広く町民の利用に供されるものであり、率先した木材の利用により、木と触れ合う機会を増やし、木の大切さや良さ等を実感する機会を幅広く提供することができる。

2 森林の整備、地域経済、雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、

森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第4 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

この方針において、木材の利用を促進すべき公共建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 町が整備する公共の用又は公共に供する建築物
- (2) 町以外の者が整備する(1)に準ずる次の建築物
 - ①学校
 - ②老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
 - ③病院又は診療所
 - ④体育館、水泳場その他これに類する運動施設
 - ⑤図書館、青年の家その他これに類する社会教育施設

2 木造化を促進する公共建築物の範囲

(1) 木造化を促進する公共建築物

公共建築物の整備においては、1の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延床面積3,000㎡以下の低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

また、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

(2) 木造化を促進する対象としない公共建築物

災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

3 公共建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての木材利用も併せてその促進を図るものとする。

(1) 建築材料としての木材の利用の促進

木造化を促進する公共建築物に該当するものについては木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、木質化を促進するものとする。

(2) 建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用の促進

公共建築物の外構工事にあたっては、木材を積極的に利用するものとする。

また、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用を図るものとする。

(3) エネルギーとしての木材の利用促進

森林整備に伴って発生する木質バイオマスを燃料として有効活用できるよう調査等を進めるものとする。

第5 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 建築材料としての木材の利用の目標

町は、その整備する公共建築物のうち、木造化を促進する公共建築物に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、その整備する公共建築物について、木造・非木造に関わらず、町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木質化を図ることが適切と判断される部分について、木質化を推進するものとする。

2 建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用の目標

町は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するものとする。

3 木材調達目標

町は、その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施にあたっては、原則として地域材を使用するものとする。

なお、地域材の使用にあたり、町産材の供給が可能な場合は優先してこれの使用に努めるものとする。

第6 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共工事における木材利用

町が発注する公共工事においては、間伐材及び木製品を積極的に利用するものとする。ただし、間伐材及び木製品の利用にあたっては、その性能、品質、維持管理コスト等を考慮するものとする。

2 公共建築物等を整備する者への促進

町は、国・県・町以外の公共建築物を整備する者に対して、その整備する建築物や実施する工事において、この方針を踏まえた積極的な木材の利用を促進するものとする。

3 P R及び普及

整備した公共建築物は、広報等を通じ住民に対してP Rを行い、木材利用の意義を知ることができるようにするとともに、一般建築物において木材の普及を図るものとする。

4 コスト面で留意すべき事項

(1) 建築材料としての木材の利用コスト

公共建築物の整備において木材を利用するにあたっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。このため、公共建築物を整備するものは、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。

また、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断したうえで、木材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木材の利用のコスト

備品や消耗品についても、購入コストや、木材利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

附則

この方針は、平成24年9月19日から運用する。